

○「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—

(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

そのため、平成 28 年度税制改正において、平成 28 年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図り、その後の年度の税制改正を含め、数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、経済・財政再生計画との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をする。

実施に当たっては、経済・財政再生計画で定められた財政健全化の目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-1 経済基盤
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の立地競争力の強化 ・我が国企業の競争力の強化 ・経済の好循環の維持 ・持続的な成長の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	-

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	平成 26 年度 検討事項として要望（国税） 平成 27 年度 法人実効税率の引下げ 【標準税率ベース】 (26 年度：34.62%→27 年度：32.11%→28 年度：31.33%) 【東京都ベース】 (26 年度：35.64%→27 年度：33.06%→28 年度：32.26%)
ページ	9—4